

「多文化共生のまちづくり」のアンケート調査にご協力を

市は、日本人と外国人が地域で共に生活する多文化共生社会の推進を目的とする「大垣市多文化共生推進指針」の改定にあたり、市民の皆さんの幅広い意見などを反映するため、アンケート調査を実施します。

7月上旬に、無作為に抽出した日本人市民500人と外国人市民1,000人(いずれも18歳以上)の皆さんに調査票を郵送しますので、ご協力をお願いします。

詳しくは、まちづくり推進課(☎47-8546)へ。

- ▶調査内容/多文化共生に関する意識、多文化共生施策への要望など
- ▶回答方法/7月31日までに、調査票に記載された二次元コードを読み取り、インターネットで回答
- ▶備考/無記名のアンケート方式で、結果は統計的に処理します

暮らしを変えて、川と海をきれいに

繰り返し使われる「水」

上流で使われた水は、浄化槽や下水処理場で処理された後に川へ流され、下流の人たちが再び使います。繰り返し使われる水のできるだけ汚さないよう、私たちは注意を払わなければなりません。

排水口は、川・海への入り口

台所・トイレ・風呂などで使う生活排水は、1日1人平均250リットル。その生活排水が、川や海を汚す大きな原因となっています。台所や風呂の排水口は、川や海への入り口なのです。

水を汚さない10の工夫

<料理の工夫>

- ①調理の手順を工夫して、ムダなく水を使う
- ②調理くずや食べ残しが流れないように、水切り袋などを使う
- ③食器などは、油污を拭き取ってから洗う
- ④米のとぎ汁は、最初の濃いものだけでも庭木などにまいて利用する
- ⑤油は流さず、使い切る工夫をし、やむを得ず捨てる場合は、新聞紙などにしみこませてごみと一緒に捨てるかコンポストなどを利用し、分解させる

<暮らしの工夫>

- ⑥トイレは、こまめに掃除する
 - ⑦入浴の際は、石けんやシャンプーなどを使い過ぎないようにする
 - ⑧お風呂の残り湯は、洗濯や掃除に使う
 - ⑨洗濯の洗剤・石けんは、適量を使う
 - ⑩歯みがきの水はコップで、洗顔は洗面器を使う
- ▶問合せ/環境政策課(☎47-8638)へ

第65回 市文芸祭の作品募集

市および市教育委員会は、第65回大垣市文芸祭の展覧作品を募集します。いずれの部門も題材は自由で、自作・未発表の作品に限ります。また、応募は市内外を問いません。

- ▶応募方法/7月1日～8月14日(必着)に、大垣市文化事業団HPの応募フォームから応募または、応募部門・住所・氏名・年齢・電話番号・メールアドレスなどを明記したものを作品に添付し、同事業団(〒503-0911 室本町5-51、☎82-2310)へ



同事業団HP

部門	1人出品数	規定
随筆	1篇5枚以内	・400字詰原稿用紙(A4)を使用 ・パソコンなどを使用する場合は、A4用紙に縦書きで20字×20行 ・必ず表紙を付けること
詩	3篇以内	
短歌	3首以内	・スイトピアセンターなどで配布する募集要項(同事業団HPからダウンロード可)に添付のはがきを使用 ※これに準じた様式であれば郵便のはがきでも可
俳句	3句以内	
川柳		

ふるさとの生き物調査～夏の川編～の参加者を募集

- ▶対象/市内の小・中学生 ※小学生は保護者同伴
- ▶とき/7月18日(土) 午前9時30分～11時<小雨決行>
- ▶集合場所/一之瀬ポケットパーク
- ▶内容/上石津町牧田川で水生生物や魚の観察
- ▶定員/10組程度(先着順)
- ▶持ち物/濡れてもよい服装、水筒・帽子・タオルなど
- ▶申込/7月1～15日に、Eメールまたは、ファクスに参加者全員の氏名・年齢・性別・住所・電話番号を記入し、大垣市環境市民会議(e-mail:eco-sta@smile.ocn.ne.jp、FAX47-5422、☎47-8130)へ

森林管理委員会の市民委員を募集

- ▶応募資格/市内在住・在勤・在学の20歳以上(令和8年10月1日現在)の人で、国・地方公共団体の議員および常勤の公務員でない人
- ▶任期/10月1日から2年間
- ▶募集人数/2人以内
- ▶活動内容/森林づくりに関するビジョンや施策などの検討を行う
※会議は、年1～2回程度開催
- ▶応募方法/7月21日(必着)までに、応募書(市HPからダウンロード可)に必要事項を記入し、「市民参加の森林づくりのための方策」をテーマにした意見・提言(800字程度)を添えて、農林課(〒503-8601 丸の内2-29、e-mail:nourinka@city.ogaki.lg.jp、☎47-8629)へ

介護老人福祉施設の運営事業者を募集

第9期介護保険事業計画に基づき、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)を運営する事業者を募集しています。

- ▶サービスの種類/介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)1施設100床
- ▶申込/応募要件など詳しくは、市HPをご覧ください。7月27日までに、介護保険課で配布の申込書(市HPからダウンロード可)に必要事項を記入し、同課(☎47-7409)へ持参



市HP

市営墓地の使用者を随時募集

- ▶申込資格/市内に本籍または住民登録があり、墓地使用の許可を受けてから1年以内に墓碑を建てられる人
- ▶申込区画/下表のうち、いずれかの1霊園で1世帯につき1区画のみ
- ▶申込方法/墓地使用許可申請書(市HPからダウンロード可)に必要事項を記入し、本籍が記載された住民票(世帯全員の記載があるもの)を添えて、環境政策課(☎47-8571)へ持参
※郵送による申込はできません
- ▶その他/募集区画については、月に一度情報を更新しますので、市HPなどで確認してください

墓地名	所在地	募集区画数	面積	墓地使用料(1区画)	管理料(年額)	
羽衣霊園	羽衣町1-9	29	0.81㎡	218,700円	1,040円	
		1	1.02㎡	275,400円	1,040円	
		1	1.50㎡	405,000円	2,080円	
		13	1.62㎡	437,400円	2,080円	
		1	1.80㎡	486,000円	2,080円	
		3	3.24㎡	874,800円	4,160円	
青野霊園	青野町485-1	100	1.44㎡	155,500円	1,040円	
墨俣北霊苑	A区画	墨俣町さい川1	11	3.00㎡	600,000円	1,040円
	C区画		18	2.25㎡	500,000円	1,040円
墨俣第1南霊苑	墨俣町下宿1309	14	2.25㎡	200,000円	1,040円	
墨俣第2南霊苑	墨俣町下宿350-1	29	1.96㎡	400,000円	1,040円	

※いずれの霊園も、管理料の納付が毎年必要(墓地使用料は1回のみ)
※随時募集のため、ご希望の区画が既に申込されている場合があります